

# 新西和医療センター整備基本計画策定支援業務 仕様書

## 1. 業務名

新西和医療センター整備基本計画策定支援業務

## 2. 適用範囲

本仕様書は、「新西和医療センター整備基本計画策定支援業務（以下「本業務」という。）」に適用する。

## 3. 業務の目的

西和医療センターは、施設の老朽化や耐震性が低いことから、早期の移転・再整備を推進することとしており、令和4年8月「新西和医療センター整備基本構想」を策定した。

令和6年度は、令和5年度までに検討した内容や当年度に開催した「新西和医療センター整備基本計画検討委員会」での議論を踏まえ、新西和医療センター整備基本計画案（以下「基本計画案」という。）を検討した。

本業務は、県立病院機構が運営する3病院の診療機能についての見直しや物価高騰による建設費の上昇を踏まえ、新西和医療センターが、将来にわたって県民が安心して暮らせるゆるぎない医療を提供するとともに、持続可能な病院経営ができるよう、診療機能・規模や運用計画等について見直しを行い、県において「新西和医療センター整備基本計画（以下「基本計画」という。）」を策定することを目的とする。

## 4. 業務期間

契約締結の日から令和8年12月28日まで

## 5. 業務内容

・基本計画の検討に当たっては、県立病院機構の経営改善等も踏まえ、下記(1)地域の医療需要の動向・将来推計、(2)基本計画案の内容の見直し及び(3)事業収支計画の作成等に必要な調査・分析・協議を行い、県の基本計画策定を支援すること。

### (1) 地域の医療需要の動向・将来推計

(ア) 県内及び二次医療圏の動向・将来推計

(イ) 医療需要（流入・流出を加味）を踏まえた、西和医療センターにおいて求められる診療規模・診療機能

※県立病院機構が運営する奈良県総合医療センターや奈良県総合リハビリテーションセンター及び他病院との診療機能の連携を想定したケースも検討することとし、その際には、関係する病院の診療規模・診療機能も踏まえて整理すること。

(2) 基本計画案の内容の見直し

① 建替整備の全体方針

(ア) 新西和医療センター整備の全体方針（案）

(イ) 診療科構成、病床数、病床機能及び病棟構成

(ウ) (ア)、(イ) を踏まえた各部門の整備方針・機能・規模

② 運用計画

①を踏まえた各部門の運用計画

③ 組織横断的機能計画

①、②を踏まえた感染症対策、医療機器、医療情報システム、物流管理システム等の方針・整備内容

④ 施設・設備計画

※本業務とは別に検討する建物プラン図や土地利用計画図等の内容と整合を図りながら、上記(1)の結果を踏まえて、上記(2)①から④に係る検討を行うこと。

(3) 事業収支計画の作成

(ア) 総事業費（概算）の算出及び財源計画の作成

(イ) 収支シミュレーション前提条件の精緻化

(ア) を踏まえて、収支シミュレーション前提条件の精緻化の検討

(ウ) 複数パターンによる収支シミュレーションの検討・作成

(イ) を踏まえて、将来想定しうる複数パターンを設定し、現時点から新西和医療センターの整備にかかる借入金の償還完了年度までの事業収支シミュレーションの検討

(4) (1)、(2)及び(3)①以外に、提案者が本業務の事業者選定時に提案する基本計画の策定に関して必要又は有益となる調査・分析・検討業務

- ・関係法令及び適用基準等を遵守するとともに、以下に記載する県の各種計画等との整合性に留意すること。
- ・各種計画等の期間満了による次期計画の策定に向けた見直し・検討状況等を十分踏まえることとし、その内容に留意するとともに県と協議すること。

※ 本業務の実施に当たって整合性を図る各種計画等

[1] 第8次奈良県保健医療計画（令和6年3月）

[2] 奈良県地域医療構想（平成28年3月）

[3] 第4期奈良県医療費適正化計画（令和6年3月）

[4] 地方独立行政法人奈良県立病院機構第3期中期目標・中期計画  
(令和6年3月)

[5] 奈良デジタル戦略（令和7年3月）

[6] 持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン（令和4年3月）

[7] その他県が指示する計画等

- ・基本計画の策定支援に当たって、現西和医療センターにおける医療提供の実態を把握するため、現場調査やヒアリングを実施すること。
- ・新西和医療センターにおける診療規模・診療機能の見直しに当たっては、(1)に示す「地域の医療需要の動向・将来推計」等により、病院機構が運営する奈良県総合医療センターや奈良県総合リハビリテーションセンター及び他病院との機能・役割分担についても整理し、持続的な医療提供が実現できるよう、県と協議の上、基本計画の策定を支援すること。
- ・受託者は、契約締結後14日以内に業務計画書を作成し、県に提出すること。
- ・本業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は県と常に密接な連絡をとり、業務の方針、条件等を確認することとし、その内容については、その都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、県に確認すること。

## 6. 実施要件

- ① 本業務の実施に当たっては、単なる一般的な事例提供や助言にとどまらず、本県における検討状況に応じて積極的に支援すること。
- ② 業務の遂行には、医療行政、病院経営全般（整備及び運営等）に関し、高度な情報収集力、分析等を要するため、受託者は相当な知識と技術を有するスタッフを配置すること。
- ③ 受託者は、県の保健、医療、介護について十分な理解のもとに業務を遂行しなければならない。
- ④ 成果品は、平易な表現で図表化するなど視覚的にわかりやすいものとすること。
- ⑤ 県は、受託者に対して情報の提供等、業務の円滑な遂行に協力するものとする。なお、協力（データベースの作成・取得など）に当たり、第三者に支払うべき費用が生じる場合は、受託者の負担とする。
- ⑥ 県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は委託料の範囲内において仕様書の変更に応じること。
- ⑦ 受託者は、業務の運営上取り扱う個人情報を、契約書に定める事項及び関係法令その他の社会的規範に基づき適切に処理しなければならない。また、業務の実施に関して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- ⑧ 本業務により得られた成果は、県に帰属するものとする。県は、本業務の成果品を、自ら使用するために必要な範囲において、隨時利用できるものとする。
- ⑨ 受託者は業務の全部又は主たる部分を第三者に委託してはならない。業務の一部を第三者に委託しようとする場合は、再委託先ごとの業務の内容、実施の体系図及び工程表、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記したものを事前に書面で報告し、県の了解を得なければならない。
- ⑩ 契約の締結、業務の履行に関して必要な費用は、特段の定めのない限り、全て受託者の負担とする。

- ⑪ ①～⑩の事項に違反したとき又は業務を完了する見込みのないときは、契約を解除し、損害補償させる場合がある。

## 7. 成果品の提出

受託者は、成果品を以下のとおり作成し、紙媒体で1部（A4、A3）及び電子媒体（CD-R等）を県に提出すること。なお、電子媒体は、主にエクセル、ワード、パワーポイントとし、県と協議して決定する。また、受託者は、県の要請に応じて、会議等で使用する資料を隨時提示すること。

- ① 新西和医療センター整備基本計画（案）〈提出期限：令和8年10月下旬〉
  - 5. 業務内容の(1)から(3)の検証・検討内容を適切に反映すること。
- ② 資料編〈提出期限：令和8年10月下旬〉
  - 5. 業務内容の(1)から(3)について検証・作成した内容をとりまとめること。
- ③ 打合せ記録簿〈提出期限：打合せ開催後、2週間以内〉

## 8. その他

- ① 打合せ等を実施する場合に県が来訪を求める場合は、この求めに応じて来訪すること。
- ② 本業務の実施に当たって疑義が生じた場合には、県と受託者が協議して決定するものとし、この協議が調わないときは、県の決定するところによるものとする。
- ③ 業務の実施に際して入手した個人情報及びデータの管理に当たっては、個人情報保護法及び別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守し、厳正な管理を行い、本事業の実施以外の目的で使用してはならない。
- ④ 別記2「公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）」を遵守すること。

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

### (秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

### (収集の制限)

第3条 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

### (目的外利用・提供の禁止)

第4条 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

### (漏えい、滅失及び損の防止)

第5条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### (従事者の監督)

第6条 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関する必要な事項を周知しなければならない。

### (複写又は複製の禁止)

第7条 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

### (再委託の禁止)

第8条 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

### (資料等の返還等)

第9条 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

### (取扱状況についての指示等)

第10条 甲は、必要があると認めるときは、隨時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

### (事故発生時における報告)

第11条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

### (損害賠償等)

第12条 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

## 公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
  - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
  - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
  - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。